

ざいがくぼしゅうあんない
令和7年度 在学募集案内【申請者用】

ひろしまけんこうとうがっこうとうしょうがくきん しゅうがくしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金(修学奨学金)
(令和7年12月改定版)

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

○ 申請手続は原則としてオンラインです。



QRコードを読み取って専用ページにアクセスしてください

貸付始期	申請期間
令和7年4月分から	令和7年4月1日(火) ～ 令和7年6月30日(月)
申請日の属する月の翌月分から	令和7年7月1日(火) ～ 令和8年1月31日(土)

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

しようがくきんざいがくぼしゅう

(メールでお問い合わせの際は、件名を「**奨学金在学募集**」とし、本文に学校名と生徒氏名を記載してください)

制度概要(在学募集)

「広島県高等学校等奨学金」は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

貸付額・貸付時期等

貸付金の種類	用 途	貸付額 無利息		貸付時期
修学奨学金 (月額)	高校等在学中に 必要となる学資金	区分	自宅通学	自宅外通学*
		国公立	18,000 円	23,000 円
		私 立	30,000 円	35,000 円

※ 自宅外通学の金額は、貸付時において自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所（寮や下宿など）から通学している生徒をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

貸 付 要 件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

- 1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。
○ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

保護者等 とは、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

3 経済的理由により修学が困難であること。

経済的理由により修学が困難 とは、

申請者の生計を維持する者（原則、生徒の親権者（全員）。親権者がいない場合は、未成年後見人、生徒の生計を維持している者〔主たる生計維持者〕）が、次の収入基準に該当していることをいいます。

算定方法	申請者の生計を維持する者の 「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額※1」の 合計額が30万4,200円未満
収入基準の目安	4人世帯で年収910万円未満

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除額に3/4を乗じた額

※2 上記基準に該当しない場合であっても、申請者の生計を維持する者の失職、り災等により
家計状況が悪化している場合は、貸付決定できる場合がありますので、御不明な点は担当部
署に御相談ください。

4 学習状況が良好であること。

学習状況が良好であること とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと。）。
- (2) 学習意欲があると認められること。
(上記は学校から提出される推薦調書により判断します。)

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受け て、又は給付されていないこと。

その他同種の資金 とは、次のものをいいます。

併願申請は可能ですが、これらの資金等を借り受け、又は給付されることとなった場合は、
広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

この奨学金を借受けた後に、次の同種の資金を借り受け、又は給付されたことが判明した場
合は、速やかに一括で返還していただきます。

- (1) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育
支援費
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- (3) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委
員会告示第4号）による修学奨励金
- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費



生活保護世帯の方は、申請前に必ず管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があり、生活保護世帯であることを理由に奨学金の返済
が免除されることはありません。

確実に返済できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

募集期間

貸付始期	申請期間	初回入金予定 ※
令和7年4月分から	令和7年4月1日(火)～ 令和7年4月21日(月)	令和7年6月下旬
	令和7年4月22日(火)～ 令和7年5月20日(火)	令和7年7月下旬
	令和7年5月21日(水)～ 令和7年6月30日(月)	令和7年8月下旬
申請日の属する月の翌月分から	令和7年7月1日(火)～ 令和8年1月31日(土)	申請日の属する月の3か月後

※ 当課が指定する期日までに誓約書・奨学金借用証書の提出があり、不備がない場合に限り、記載している期日に入金をします。提出が遅れた場合や不備がある場合の入金は、翌月以降となります。

貸付期間

在籍する高等学校等の修業年限の終わる月まで

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

- 1 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。
 - (1) 奨学生の資格要件（2～3ページ の貸付要件）のいずれかに該当しなくなった場合
 - (2) 奨学金の貸付けを辞退した場合
 - (3) 不正な手続により貸付けを受けた場合
 - (4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合等
- 2 休学、留学した場合、進級できない等の場合は、その期間、修学奨学金の貸付けを休止します。

奨学金の保証人

原則として広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人が **2名** 必要です。

- 保証人は、生徒と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。
- 申請前に保証人へ、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明してください。
- 保証人2人のうちの1人目は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。2人目は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）。
- 2人目は、弁済をする資力がある成年者としてください。
- 保証人の正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書・奨学金借用証書により行います。誓約書・借用証書には、保証人2名が署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

チェック

保証人について

- ・ 完納までの全期間（概ね10年程度）について、返済を保証する必要があります。
- ・ 広島県の債権を滞納している者は、保証人として認められない場合があります。

奨学金の交付

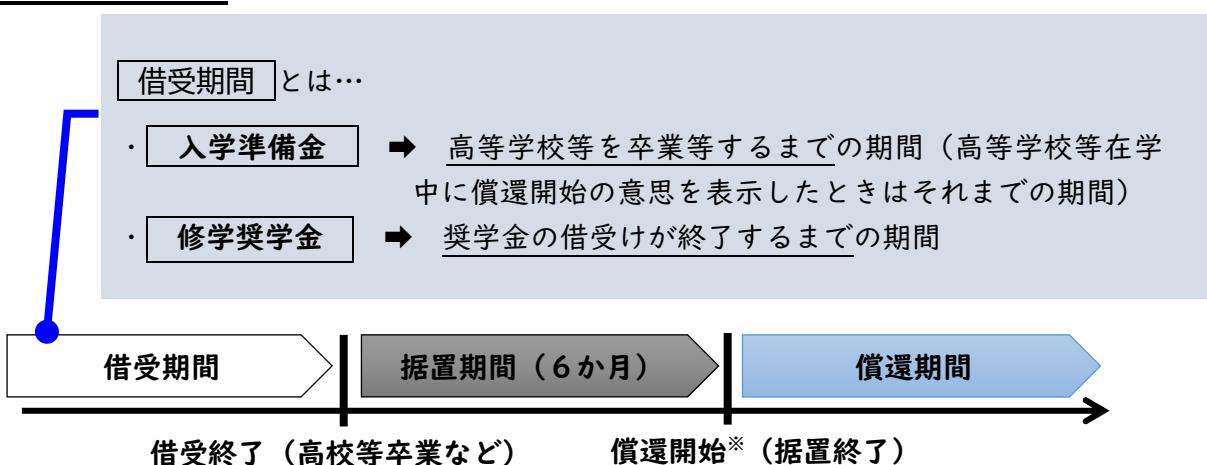
口座振替の方法により、次のとおり交付します。

※ 奨学金の振込先は奨学生（生徒）本人の名義の口座を指定していただきます。

貸付金の種類	交付時期
修学奨学金	偶数月の20日（土・日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）に2か月分を交付します。 ※ 当初の交付は、奨学生として決定後に必要な書類を提出いただいた後、最も早い場合で令和7年6月に4か月分（4月～7月分）を交付します。

償還方法等

奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



※ 奨学金の返済が困難となった場合には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することができます。

I 儿還年数・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	8～10年
70万円超	借受総額の1割	10年

2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落となります。

なお、次の事由に該当する場合は、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。

(1) 償還を猶予できる場合

ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、

長期の傷病等により償還が困難と認められるとき

イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき

ウ 借受者が失業中のとき等

(2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

ア 借受者が死亡したとき

イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

【参考】 修学奨学金（3年間）を借り受けた場合に最長年数で毎回均等に償還する場合

区分		借受総額	償還年数	1回の償還額 (月賦の場合)
国公立	自宅	648,000 円	9年	6,000 円
	自宅外	828,000 円	10年	6,900 円
私立	自宅	1,080,000 円	10年	9,000 円
	自宅外	1,260,000 円	10年	10,500 円

チェック

- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2人）に対し、業者から督促等の連絡を行います。
- 3 正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。

奨学金の申請手続等

申請方法

申請は**広島県電子申請システム**に必要事項を入力して申請してください。

申請内容に不備や疑義がある場合は、申請の差戻しを行うことや広島県教育委員会の担当者から保護者等へメールや電話連絡等により修正等をお願いすることがあります。

また、正当な理由なく申請内容の不備等が長期間修正されない場合は、貸付けが不決定になることがあります。

チェック

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない場合は、広島県教育委員会に連絡してください。この場合、広島県教育委員会から紙の申請書類を送付しますので、必要事項を記入 の上、添付書類とともに広島県教育委員会に郵送（簡易書留又はレターパック）で提出してください。

主な入力手順

1

申請ページにアクセスする

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23007

右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。



利用者登録せずに申し込む方はこちら >

を選択してください。

2

規約等に同意し必要事項を入力し、必要な画像^(※)を添付する

(※) 保護者等のマイナンバー（個人番号）

生徒名義の口座

データ送信することで申込完了（完了メールが届く）

※画面レイアウト等は予告なく変更される場合があります

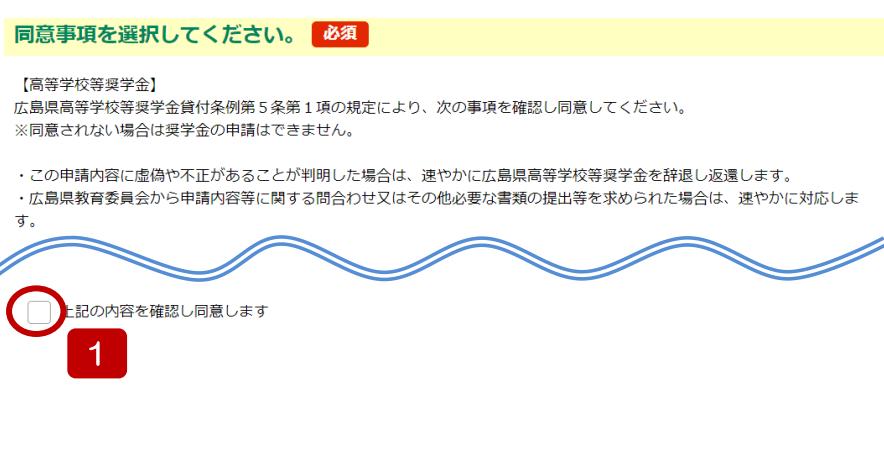
1 申請ページにアクセス



1 申請ページにアクセス

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

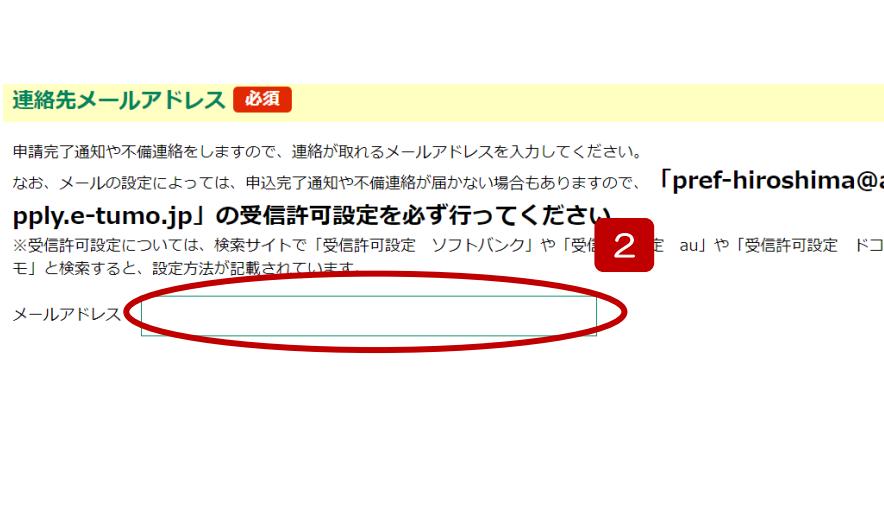
2 同意事項の確認及び連絡先の登録



1 同意事項の確認

同意事項を確認の上、同意いただけた場合は、「上記の内容を確認し同意します」を選択してください。

(同意いただけない場合は、申請できません。)



2 連絡先メールアドレスの登録

申込完了や不備があった場合はメールで連絡をしますので、受信可能なメールアドレスを入力してください。

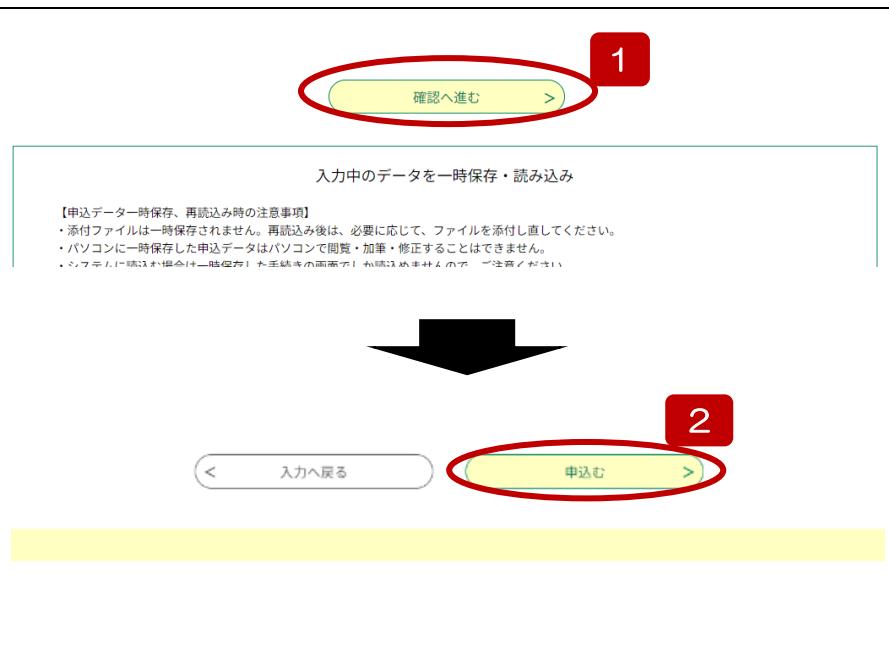
※ 事前に次のアドレスの受信許可設定を行ってください。

pref-hiroshima@apply.e-tumo.jp

3 必要事項の入力・必要書類の添付

- 申請者(生徒)に関する情報を入力 →
- 保護者等に関する情報を入力 → **マイナンバーカード等画像添付**(2名いる場合はもう1名分も) →
- 振込先口座の入力 → **奨学生本人名義の通帳の画像添付(全員)**
- 保証人の登録

4 申請データの送信



1 確認へ進む

「確認へ進む」をクリックして、内容を確認してください。

不備の項目があった場合は、**黄色い網掛け**で表示されますので、修正・加筆してください。

2 申込む

内容を確認し、修正が必要ない場合は、「申込む」ボタンをクリックしてください。

奨学生の決定等

広島県教育委員会において提出された申請書等を審査の上、奨学生を決定します。

- 審査結果については、決定通知書を自宅へ郵送します。
- 奨学生として決定した場合は、併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、県教育委員会が定める期日までに提出していただきます。

提出時期	提出先	提出書類	添付書類
提出期限まで (決定通知に記載)	県教育委員会	誓約書・奨学金借用証書	<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証明書(全員)申立書(該当者のみ)

奨学金申請から交付までの流れ(第1次締切分)

1 オンラインで申請する

2 広島県教育委員会から自宅に決定通知書等が届く

3 誓約書・奨学金借用証書等を県教育委員会へ提出（郵送）する

